

～政策関連～

輸入食品の域外生産企業管理規定改定 2022年1月より実施へ 業界全体へ対象拡大、登録方式追加など

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

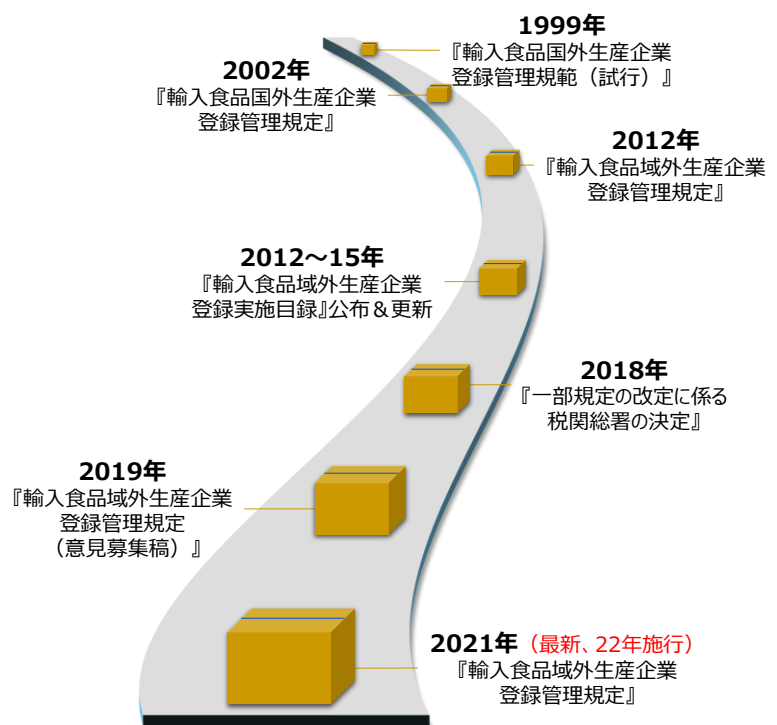
中華人民共和国税関総署は2021年4月13日に『中華人民共和国輸入食品域外生産企業登録管理規定』（[中華人民共和国进口食品境外生产企业注册管理规定](#)）（税関総署第248号令、以下『第248号』）¹を公布し、22年1月1日より実施するとしました。登録対象企業の拡大、新たな登録方式の追加、登録有効期限の延長等、現行規定から大きく変更されています。

□ 関連規定の歴史的変遷

1999年12月、中国初となる輸入食品の域外生産企業に係る登録管理規定として、国家出入国検閲検疫局（当時）²が『輸入食品国外生産企業登録管理規範（試行）』（[进口食品国外生产企业注册管理规范（试行）](#)）を公布・施行しました。その後、域外生産の登録実施目録や関連規定の公布等を経て、今回は登録管理規定の4回目の改定となります（右図参照）。

今回の『第248号』は2019年11月より意見募集が行われ、21年3月に税関総署署務会議にて可決されたものです。現行規定（12年公布、18年改定）は来年1月の『第248号』施行に伴い廃止される予定となっています。

【図表1】関連規定の変遷



（関連公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）



MIZUHO

瑞穂銀行

WeChat公式アカウント

¹ 『中華人民共和国輸入食品域外生産企業登録管理規定』の原文は下記リンクご参照。

<http://jckspj.customs.gov.cn/spj/zcfg18/bmgz91/3625617/index.html>

² 2001年4月の『国発[2001]13号』により、国家品質技術監督局と統合し国家品質監督検閲検疫総局となったが、国家品質監督検閲検疫総局も2018年3月17日の『国务院機構改革方案』により、機能を国家市場監督管理総局及び税関総署にそれぞれ移行後廃止。

□ 改定の目的と背景

現行規定は2012年3月に国家品質監督検疫総局(当時)が公布した『輸入食品域外生産企業登録管理規定』(国家品質監督検疫総局令第145号)をもとにしており、18年11月に税関総署が公布した『一部規定の改定に係る税関総署の決定』(海关总署关于修改部分规章的决定)(税関総署令第243号)にて改定したものです。

現行規定施行後、輸入食品の域外生産企業に対する管理は強化されてきました。しかし経済発展と個人所得水準の持続的な向上を背景に、輸入食品へのニーズが増え、その安全性がますます重要視されるようになりました。現行規定ではこれらニーズへの対応が難しくなったため、今回の改定に踏み切ったとみられています。

□ 現行規定との主な違い

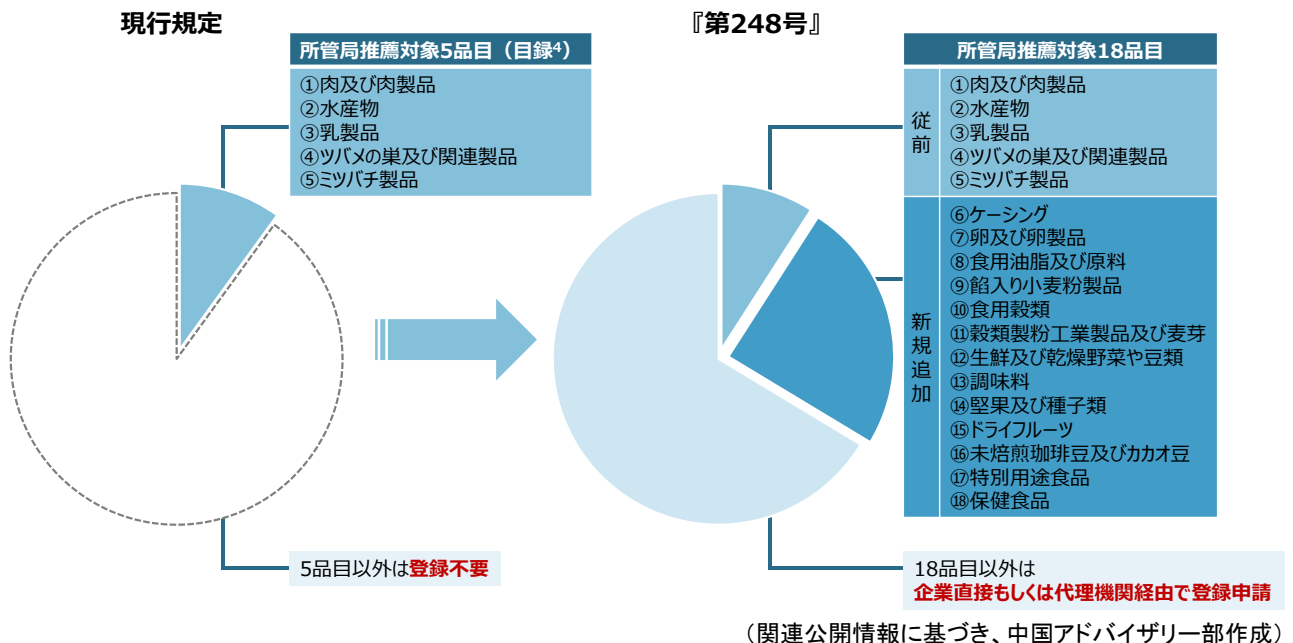
現行規定と今回の『第248号』の主な違いは以下の通りです。

登録申請対象の拡大

登録申請対象につき、現行規定では、該当企業(目録に掲載された品目を生産する企業)のみ登録申請が必要であり、その他企業は不要となっています。『第248号』施行後は、該当企業(『第248号』に記載された品目を生産する企業)のみならず全ての企業において登録申請が義務付けられ、対象は大幅に拡大されます。

このうち所在国主管当局(以下、「所管局」)³の推薦が必要な対象は5品目から18品目の該当企業に広げられ、その他企業は直接もしくは代理機関経由で中国税関にて登録申請(以下、「企業申請」)が必要となります。

【図表2】登録申請対象拡大



審議方法の多様化

審議の方法について、現行規定では「資料検査。必要に応じて現場検査」とされていますが、『第248号』では「資料検査、映像検査、現場検査等の方法やこれら方法の組み合わせ」と多様化されています。

³ 『第248号』によれば、「主管当局」とは輸入食品生産企業の所在国・地域において、食品生産企業の安全衛生監督管理を行うオフィシャル部門を指す。第三者機関、業界団体等は主管当局として認められない。

⁴ 『輸入食品域外生産企業登録実施目録』。2022年『第248号』の実施まで有効。最新版については下記リンクご参照。

<http://jckspj.customs.gov.cn/spj/zcfg18/gfxwj65/2847986/index.html>

登録番号表記箇所の追加

登録番号の表記箇所について、現行規定では「外部包装に表記」と規定していますが、『第 248 号』では「外部&内部包装」と表記箇所が追加されました。新規申請の企業はもちろん、すでに現行規定に基づき外部包装に表記している企業においても、表記箇所の増加に伴い、包装工程の見直しが必要とされる可能性があります。

一方で、表記内容について、『第 248 号』では「中国 or 所在国の登録番号」と規定されているため、中国登録番号の代わりに所管局の登録番号を表記することも可能となります。

登録有効期限と延期申請

登録有効期限については、現行の「4 年間」から「5 年間」と延長し、中国国内食品メーカーの登録有効期限と一致させると共に、延期申請について現行の「登録期限満了 1 年前」から「登録期限満了 3~6 か月前」と緩和されました。いずれも、関連企業の利便性向上を図る改定とみられています。

□ 『第 248 号』の主要内容

『第 248 号』の主要内容について下記の通りまとめました。なお、現時点から年末までの期間中は、引き続き現行規定が有効である点にご注意ください。

登録申請方式

前述の通り、所管局推薦品目対象以外でも登録申請が必要となったため、登録申請方式も従来の企業所管局の推薦方式に加え、新たに企業申請方式が追加されました。

対象企業のうち、重点管理が必要とされる 18 品目の食品を取り扱う企業に対しては、企業所管局による監査・推薦申請が必要とされており、申請資料も多くなっていますが、企業申請の場合は企業直接もしくは代理機関を通じて中国税関に申請を提出でき、申請も比較的簡単です。

【図表 3】登録申請方式別の申請資料

企業所在国主管当局の推薦 (従前方式)	企業申請 (新規追加)
<p>【対象企業】 肉と肉製品、水産物、乳製品、ツバメの巣、調味料、ドライフルーツ、保健食品等18品目</p> <p>【申請資料】</p> <ol style="list-style-type: none">① 所在国・地域主管当局の推薦状② 企業名簿及び登録申請書③ 企業身分証明書類。例：所在国・地域主管当局発行の営業許可書等④ 推薦企業が本規定の要求を満たすことに関する声明⑤ 所在国・地域主管当局による監査の報告書 <p>※ 必要に応じて、食品安全衛生体制の書類（工場、冷蔵庫の平面図、工程フローチャート等）</p>	<p>【対象企業】 左記推薦方式18品目以外の食品生産企業</p> <p>【申請資料】</p> <ol style="list-style-type: none">① 登録申請書② 企業身分証明書類③ 本規定の要求を満たすことに関する声明

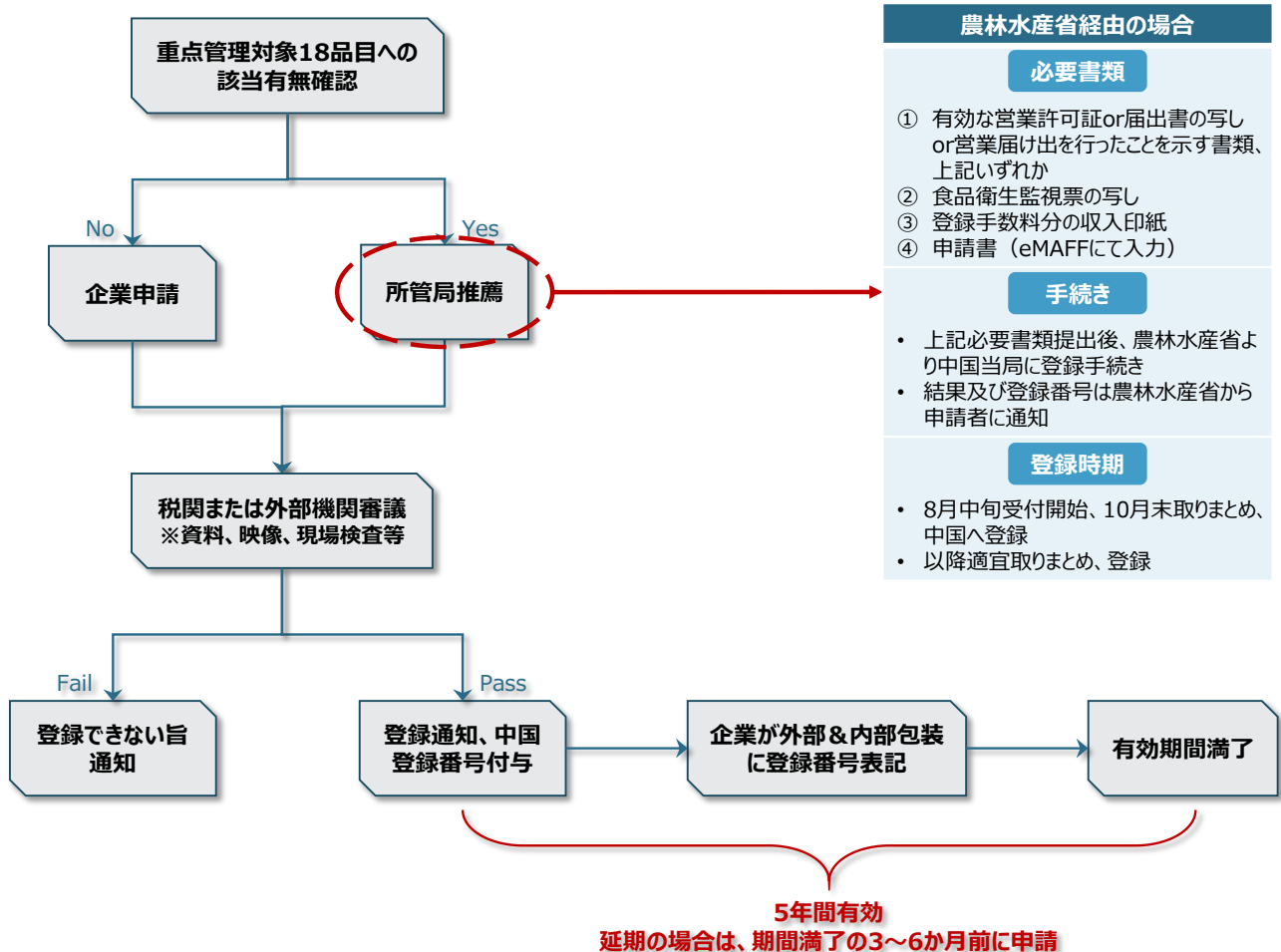
※税関総署により、登録方式・申請資料が調整されるケースあり

(『第 248 号』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

登録フロー

登録の全体の流れは下表の通りです。日本の食品生産企業の場合、所管局は農林水産省となります。重点管理対象 18 品目の関連企業は農林水産省経由で中国政府に申請する必要があり、審議結果及び登録番号の受領も農林水産省経由となります。

【図表 4】登録フロー



（『第 248 号』、農林水産省公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

なお、登録後、企業の登録情報に変更が生じた場合は税関総署に変更申請を行う必要がありますが、生産拠点移転、法定代表者変更、所管局による登録番号変更の場合は変更申請できず、中国での登録番号は自動的に失効となり、登録の再申請を行う必要がある点にご注意ください。

登録取消

登録済み企業に、以下いずれの状況がみられる場合、税関総署は登録を取り消し、公告すると規定されています。

- ✓ 企業自身の原因による重大な食品安全事故が発生した場合
- ✓ 中国での入国検疫検査中に食品安全問題が発覚され、情状が深刻である場合
- ✓ 食品衛生管理に重大な問題が存在し、中国への輸出食品の衛生要求を満たせない恐れがある場合
- ✓ 登録後登録要件を満たせなくなり、是正しても満たすことができなかった場合

- ✓ 虚偽資料の提出、隠蔽等があった場合
- ✓ 税関総署による再検査・事故調査への協力を拒んだ場合
- ✓ 登録番号を有償もしくは無償貸与、譲渡、転売、不正使用した場合

輸入停止

以下いずれの状況がみられる場合、当該国・地域の輸入食品の輸入を一時停止し、期間中の当該国・地域の企業登録申請も受け付けなくなっています。

- ✓ 国際組織または企業所管局から感染症に関する通告を受けた場合
- ✓ 輸入食品の入国検疫検査において感染症が発見された場合
- ✓ 重大な公共衛生事件等嚴重な問題が発生した場合

□ まとめ

登録有効期限の延長、延期申請期限の緩和等、関連企業にとっては利便性向上の一面がある一方、審議での映像検査運用、内部包装にも登録番号表記の要求等、現行規定から厳格化された部分もみられます。関連企業においては、実施予定の新規定と照らし合わせて自社の生産体制及びコンプライアンス体制について再確認する必要があると思われます。

『第 248 号』の実施後、登録対象範囲の拡大により域外の関連企業による申請増加が見込まれ、早期から事前調査～資料準備に取り掛かっている企業もあります。関連企業におかれましては、手続きや申請資料等登録実務について、早めに日本国農林水産省もしくは中国税関にお問い合わせされることをお勧めします。

なお、輸入食品の登録方式や申請資料につき今後調整される可能性が残っており、企業申請の場合の代理機関の定義など、現段階では不透明な部分もあります。引き続き関連実施細則の公布を含め、今後の動向に注目していくことが必要と思われます。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所、税関、農林水産省等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者 : 中国アドバイザー一部 郭嘉賓

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1153)

E-mail : Jiabin.Guo@mizuho-cb.com

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。